

☆ 春の交通安全県民運動の実施

1人1人が交通ルールを守り、また正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう心がけましょう。皆さんがこうした道路交通環境の改善に向けた取組を行うことが出来れば、交通事故防止を図ることが出来ます。ご協力よろしくお願ひします。

<春の交通安全県民運動>

期間：5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日：5月20日(土)

<スローガン>

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～



<運動重点>

- こどもを始めとする歩行者の安全確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 二輪車、原付車の交通事故防止

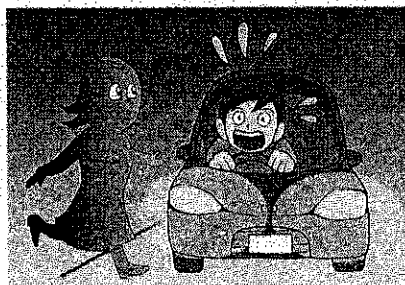
☆ 自転車の安全利用の推進

<自転車安全利用五則>

- (1) 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3) 夜間はライトを点灯
- (4) 飲酒運転は禁止
- (5) ヘルメットを着用



☆ 生駒警察管内で死亡事故発生



本年(1月1日～4月15日現在)生駒市内で交通死亡事故が3件も発生しています。3件全てが夜間の車と歩行者との事故になります。夜間は、昼間と違い、歩行者や自転車等が見えにくいことから車の運転手は、そのことを念頭において、運転しましょう。また、歩行者の方も「車は、自分のことが見えている。停まってくれるだろう。」と思わず、自分自身で安全確認をしてから進むようにしましょう。